

令和6年度 事業計画

☆ 社会的養護における今日的情勢

国においては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う趣旨で、令和6年4月1日に、児童福祉法等の一部が改正される。

改正の概要は大きく7つです。

- (1) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- (2) 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- (3) 社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- (4) 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- (5) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- (6) 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- (7) 児童をわいせつ行為から守る環境整備である。

児童養護に関わる私たちは、特に自立支援の強化、児童の意見聴取、職員の専門性向上等を視野に入れつつ、子どもたちの最善の利益を軸とした対応を行い、我が法人として、子ども達の育ちを豊かにし、子ども達が幸せに生きていくことを保障することを目指したい。

以下本年度法人・三施設の努力目標・行事計画及び予算について述べます。

☆ 努力目標

1 法人（本部）

- (1) 子どもの権利擁護の充実と法人3施設の連携・協働を図る。
- (2) 法人の中長期ビジョン策定とガバナンスの強化を図る。
- (3) 永続的に高品質なサービスを提供するための人材確保・人材育成を図る。

2 養護園・ミニトクホーム

○国の指針では児童養護施設は地域化、小規模化及び個別化を推進されているが、本園においては、昨年、一昨年と職員による不適切な支援、行動があったため、今年度は善峰ホーム、青雲塾ホームを閉鎖し、改めて本園での養育理念等の確認を行うこととし、養護園とミニトクホームのみの運営を行う。国の指針とは逆行するところがあるが、職員の資質向上に努めることを第一に行いたい。その中でも、「子どもの最善の利益」を保障し、生活・養育の質の向上を図る。

- 1 子どもの権利擁護の視点を重点的課題とする。
 - (1) 施設の中での子ども達の悩み等に真剣に向き合い、その解消を支援できる職員養成を行う。
 - (2) 支援向上委員会の機能充実を図る。
 - (3) 苦情解決・第三者委員のシステムの機能の充実と定着を図る。
 - (4) 子どもの意見表明を尊重する体制を構築する。
- 2 職員の資質向上に努める。
 - (1) 会議による意思決定の徹底。(ボトムアップ型の事業提案)
 - (2) 一貫した法令遵守(コンプライアンス)の姿勢を徹底する。
 - (3) 職員組織を理解し、指揮命令系統の徹底を図る。
 - (4) 里親支援専門相談員を配置し、里親との連携を図る。
 - (5) 職員間のコミュニケーションの円滑化を図る場の提供に努め、子ども支援・援助の隙間をつくらない。
 - (6) 多職種間の連携を図り、支援・援助に対するスーパービジョン及びコンサルテーションの機会を通し、児童自立支援計画票を精査する。
 - (7) 自立支援担当職員を配置し、社会自立後のサポート体制を構築し、他機関と連携を図り、サポートネットワークを作る。
- 3 職員の人材確保、人材育成の充実を図る。
 - (1) 乳児院と連携して計画的な人材確保・育成・定着の取り組みを強化する。
 - (2) 研修の一貫として乳児院、養護園の人事交流を行う。
 - (3) 平成30年度に取得した、きょうと福祉人材育成認証制度を活用し、人材育成を強化する。

3 乳児院

○現在の社会福祉情勢を踏まえ、「子どもの最善の利益」を追求することを目的として、持続可能な施設運営を行う。

○乳幼児ホームの設置に向けて養護園との連携を図ると共に、更なる施設の高機能化・多機能化及び小規模化を図る。

- 1 小規模養育機能(乳児ホーム、幼児ホーム)の充実を図る。
 - (1) 生活単位の小規模化による家庭的体験の充実を図る。
 - (2) 乳児ホーム 個別対応を重視した乳児へのアタッチメント形成の充実を図る。
 - (3) 幼児ホーム 年齢超過児の発達に応じた自立支援に取り組む。
- 2 施設の高機能化を図る。
 - (1) 被虐待児・病虚弱児・障がい児への専門的ケアの充実を図る。

- (2) 早期家庭復帰等に向けた保護者支援、里親支援の充実を図る。
- (3) 病児保育、病後児保育を意識した児童の受け入れを図る。
- 3 施設の多機能化として「地域子育て支援」「親子支援事業」を展開する。
 - (1) 要保護児童等予防的支援機能及び一時保護機能の充実を図る。
 - (2) 関係諸機関との連携及びアフターケア機能の充実を図る。
 - (3) 福祉の発信拠点としての役割を果たす。
- 4 養護園との連携・融合を図る。
 - (1) 職員の人材確保・育成・定着の充実を図る。
 - (2) 研修及び福利厚生事業を通じて、養護園、乳児院の（人事）交流を行う。
 - (3) 乳養合同行事を通じて、養護園、乳児院の交流を深める。

4 岡崎幼児園

1 職員体制の強化

- (1) 新園長をリーダーとした、体制の強化と組織づくり

2 保育内容の充実

- (1) 保育実施計画書・日誌・記録等の見直し（PC、タブレットを使用した取り組みの検討）
- (2) キャリアアップ研修への積極的な取り組み
- (3) 定期的な園内研修による、専門性の強化
- (4) アフターコロナを踏まえた行事の見直しと実施

3 子育て支援の強化

- (1) あそぼうクラブの充実した取り組み
- (2) 子育て支援のためのネットワークの実施と強化
（錦林ネットワーク会議・小学校・児童館・保健センター・民生児童委員等）
- (3) 保護者会・保護者との連携を密にし、子育て支援の充実を図る
（役員会の定期的実施・懇談会の実施）
- (4) 中学校チャレンジ体験、高校生職業体験事業等の受け入れ

4 調理室の充実

- (1) 安心・安全・おいしい食事の提供
- (2) 保育士との連携により「食育」の実施
- (3) 離乳食・献立の見直し

5 環境の整備

- (1) 子どもたちの発達を考えた環境作り（園内）

(2) 子どもたちが安全に楽しく活動出来る環境作り (園外)

6 地域との連携

(1) 地域に根付いた保育園づくり

(2) 対外行事の実施に向けた取り組み